「(仮称) 芝山・大黒山風力発電事業環境影響評価準備書」に 対する環境大臣意見

本事業は、HSE株式会社が、福島県いわき市、石川郡平田村及び石川郡古殿町において、最大で出力51,000kWの風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方、風力発電設備の稼働に伴う騒音の予測結果において、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月26日付け環水大大発第1705261号)に基づく指針値(以下、「指針値」という。)を超過している。

また、対象事業実施区域及びその周辺には、河川、沢筋等が存在しており、「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年 3 月環境省)で絶滅危惧 I B 類として分類されているホトケドジョウ等の重要な動物も確認されている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるととも に、その旨を評価書に記載すること。

1 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1)事後調査について

- ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、 追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、環境保全措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(2) 累積的な影響について

対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による風力発電所が環境影響評価 手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有し、 累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

2 各論

(1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、風力発電設備の 稼働に伴う騒音の影響の予測結果において、指針値を超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア 評価書の作成までに、風力発電設備の基数や配置について、更に詳細な検 討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施 し、その結果に応じて、稼働調整を含む環境保全措置を検討及び実施するこ と。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、指針値を超過する住 居へ、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。
- イ 適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていない と判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を 講ずること。

(2) 水環境等に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、河川、沢筋等が存在しており、「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年 3 月環境省)で絶滅危惧 I B類として分類されているホトケドジョウ等の重要な動物も確認されていることから、工事の実施に伴う直接改変と濁水による水環境及び重要な動物に対する影響が懸念されるが、本準備書において、対象事業実施区域及びその周辺の沢筋等の状況が把握されておらず、水環境及び重要な動物に対する影響について、適切に予測及び評価が実施されていない。

このため、評価書の作成までに、沢筋等の状況を把握し、専門家等からの助言を踏まえ、水環境及び重要な動物に対する影響について、適切に予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、必要な環境保全措置を講ずること。

(3) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、風力発電設備の 稼働に伴う風車の影の予測結果が、事業者が参考とした諸外国のガイドライン の参照値を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア 評価書の作成までに、風力発電設備の配置について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討及び実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風車の影による生活環境への影響が生じる住居へ、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。
- イ 適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていない と判断された場合には、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境等に対する影響

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅等により土工量が多くなっていることから、これらの設計及び工法に関して、

更に詳細な検討を行い、土地の改変を可能な限り減らし、切土量及び盛土量の 少量化を図るとともに、土地の安定性を確保すること。また、土砂及び濁水の 流出を最小限に抑えるための沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を実施す ることにより、土地の改変に伴う水環境及び動植物の生息・生育環境への影響 を回避又は極力低減すること。